

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（教育委員会）、財政援助団体監査（特定非営利活動法人西宮がすきやねん）、出資団体監査（公益財団法人西宮市文化振興財団）及び指定管理者監査（共同事業体五輪・日本管財グループ）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

令和元年7月4日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	大原 智
同	菅野 雅一

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
教育委員会	平成30年11月21日	平成30年11月22日	令和元年5月31日
特定非営利活動法人 西宮がすきやねん	平成30年11月21日	平成30年11月22日	令和元年5月29日
公益財団法人 西宮市文化振興財団	平成30年11月21日	平成30年11月22日	令和元年5月30日
共同事業体 五輪・日本管財グループ	平成30年11月21日	平成30年11月22日	平成31年3月15日
措置の内容	別紙のとおり		



西生援発第 60 号  
令和元年 5 月 29 日

西宮市監査委員 亀井 健 様  
同 鈴木 雅一 様  
同 西田 いさお 様  
同 長谷川 久美子 様

西宮市長 石井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 健康福祉局                                |
| 2 監査結果報告名  | 財政援助団体監査結果報告<br>(特定非営利活動法人 西宮がすきやねん) |
| 3 監査結果提出日  | 平成30年11月21日報告監第15号                   |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり                               |

財政援助団体監査報告書に基づき講じた措置  
(平成30年11月21日付報告監第15号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-7

5 む す び

先に述べたとおり、補助金の交付要件の合理性には疑問が残りますが、法人が運営している生活ホームの入居状況は現行の交付要件を満たしていないことが認められますので、市においては、速やかにしかるべき措置を取ってください。

(講じた措置)

このたびの財政援助団体監査において、当該法人が、交付要件を満たしていないにも関わらず満たしているものとして補助申請を行い、補助金の交付を受けていたことが判明しました。このことを受け、過去の補助金についても調査した結果、25年度から29年度までの交付額のうち、39,136,000円が交付要件を満たしていないことが判明したため、交付決定の取り消しを行い、返還を求めています。法人に対しては、この他にグループホームなどの介護給付費の返還金も生じており、返還額の確定作業を行いながら、返還方法等について法人と協議を続けているところです。

なお、30年度に交付した補助金4,148,000円については、法人より交付申請取下げの申し出があり、全額返還されています。

また、当該補助金については、今後、法人が交付申請を行う予定がないことや、市内や近隣に他の身体障害者生活ホームが存在しないこと、障害福祉サービスに代替する制度（共同生活援助）が存在することから、30年度末で廃止しました。

身体障害者生活ホームの利用者については、関係機関と連携しながら必要な支援を行っております。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-7

5 む す び

全庁的に規則に則った補助金事務取扱の徹底を図ってください。

(講じた措置)

今回の補助金支給に係る不適切な事案を受け、全庁において補助金支給の確認方法や審査体制などについて調査・点検を行い、課題の抽出や改善策の検討を行いました。

今後は、規則に則った補助金事務取扱を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。